

「対馬市低入札価格調査制度の概要」

(対象工事)

設計金額が 200 万円を超える建設工事

(用語の意義)

1, 低入札価格調査制度とは

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者が当該入札額によっては、その入札者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときにおいて、落札を保留し、必要な調査を行い、その結果に基づき落札者を決定する制度をいいます。

2, 低入札価格調査基準価格

あらかじめ公表された計算方法に基づき、契約担任者が設定した価格。

3, 低入札価格調査判断基礎価格

あらかじめ公表された計算方法に基づき、契約担任者が設定した価格。

4, 低入札価格調査判断価格

低入札価格調査判断基礎価格に、入札会場において抽選により決定される率(100.00～100.99%)を乗じて設定された価格。

※2, 3, の計算方法については要綱を参照して下さい。

※いずれの価格を設定するかは、入札公告においてお知らせをしますので、入札公告にご留意下さい。

●低入札価格調査基準価格・判断価格を設定する場合

(ケース1) 予定価格以下 ～ 低入札価格調査基準価格以上の場合

○最低の入札者をもって、入札会場で落札者を決定します。

(ケース2) 低入札価格調査基準価格未満 ～ 低入札価格調査判断価格以上の場合

○入札会場では落札を保留し、調査の対象となり調査後、落札者を決定します。

(ケース3) 低入札価格調査判断価格未満の場合

○調査の対象者にも落札者にもなりません。